

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 7 日現在

機関番号：17102

研究種目：基盤研究(A)

研究期間：2011～2014

課題番号：23243006

研究課題名(和文) 地方自治法制のパラダイム転換

研究課題名(英文) A Paradigm Conversion of the Japanese Local Government Law System

研究代表者

木佐 茂男 (Kisa, Shigeo)

九州大学・法学(政治学)研究科(研究院)・教授

研究者番号：30122039

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 31,500,000円

研究成果の概要(和文)：われわれが研究期間中に行った作業は、「住民」「住所」といった鍵概念の検討や国際比較を通じて、日本の地方自治法制の諸前提を根源から問い直すこと、「集権=悪、分権=善」という単純な図式の下で、「制度を変えれば実態も変わるはず」というナイーブな前提が暗黙裡に置かれてきたに鑑み、分権改革に伴うマイナス面の把握や改革の成果を活かすための諸条件の探究を行うことである。

その具体的成果として、研究メンバーが随時発表した諸論考のほか、社会還元のためのブックレット計4冊(2冊は既刊。他の2冊は2015年8月までに刊行)と、研究の集大成としての研究書全3巻(2016年前半に刊行予定)の刊行を行う。

研究成果の概要(英文)：The main achievements of this project have been as follows: (1) Through an examination of key concepts --; such as “residents” and “residency” --; as well as international comparison, this research re-examined several fundamental premises of Japanese local government law from their origins. (2) The naïve assumption that changing the institutional system changes the reality has been tacitly accepted under the simple scheme that “centralization is bad” and “decentralization is good”, and this research identifies several conditions enabling a better understanding of the negative points of decentralization and enhancing such reform. Regarding concrete research achievements of this project, in addition to the publications of papers by project members, a total of four booklets to disseminate the research to the public will be published (two are published and the other two will be published by August 2015). Moreover, three edited volumes, will be published in early 2016.

研究分野：公法学

キーワード：地方自治 パラダイム 比較地方自治 自治法制 地方分権 分権改革 住民 自治体

1. 研究開始当初の背景

本科研費事業応募時点においては、2000年の地方分権改革（地域主権改革）が急激に実施されていた。我々は、こうした現実の改革動向に、次のような問題があると考えた。

第1に、現在進行中の改革がトップダウンで行われ、自治体の実情を十分に検証していないことである。第2に、「地域主権」の如き理論的に問題のある用語が多用され、しかも地方分権は良いといった過度に情緒的な思考が議論の大前提になっていることである。そして、第3に、「係争処理制度」など諸外国と比較した場合に奇異な制度設計がなされている点である。

以上の3点を研究上の課題に設定した。

2. 研究の目的

本研究は、地方分権改革（2000年4月～）後の次期地方分権改革の中で前提とされている考え方やその枠組みを検証し、欠落している視点や考え方を見極めた上で、実証研究、理論研究、国際比較研究の三本柱を総合化して、地方自治法制をめぐる研究の方法と水準の刷新を図るものである。そして、それらをベースに、地方自治法制のあり方を抜本的に見直し、「地方自治法制のパラダイム転換」の基礎理論確立と転換手法の確立を目的としている。

3. 研究の方法

上記の背景及び研究目的を踏まえ、各問題点について、大別して次の3つのアプローチで研究を進めた。

第1は、実態から現実の法制の問題を明らかにする「実証研究」アプローチである。

第2は、「主権」、「住民」、「総合性」などの概念の理論や学説を、再検討する「理論研究」アプローチである。

そして、第3は、国際比較について、制度を表面的に学ぶだけでなく、実態を踏まえた他国研究を行うという「国際比較研究」アプローチである。

各アプローチでの研究を推進するため、我々は研究組織を実証研究、理論研究そして国際比較研究の3グループに分けた。そして、ジャーナリスト、議会議員、行政実務家などを研究協力者に迎え、各グループで年数回開催する研究会に参画してもらうこととした。さらに、国際比較に関しては、欧米について、研究分担者が関係国の比較研究を行うとともに、中国・韓国・台湾からも第一線の研究者を研究協力者として招聘して、幅広い視野からの比較研究を行うよう努めた。比較研究にあっては、海外での実態調査も含まれる。

さらに、単に我々研究組織の構成メンバーだけでなく、各テーマに造詣の深い第一線の研究者を、各研究会にゲストスピーカーとして招き、研究水準の向上に努めることとした。

これらを総括する意味で、研究開始時点と締め括りを含めて、年に1～2回、全体会を

開催し、各グループの成果の関係メンバーでの課題意識と成果の共有化を図ることに努めた。

4. 研究成果

上述の通り、当初、我々は2つの研究目的を設定していた。1つは、地方自治法制をめぐる研究の方法と水準の刷新を図ることである。もう1つは、地方自治法制のあり方を抜本的に見直し、「地方自治法制のパラダイム転換」の実現を目指すことである。

このうち、第2の目的については、研究を進める中で、一定の修正を行うことになった。望まれる「パラダイム転換」の内実をめぐって、研究メンバー間で合意することが困難であったためである。そもそも「地方自治法制のパラダイム」をどうとらえるかということ自体も容易には定まらなかった。

そこで、「従前必ずしも意識されてこなかった、日本の地方自治法制が前提とする（あるいは、してきた）認識（考え方）・価値観・規範」を「パラダイム」と見なし、それを意識しながら考察するというアプローチに関する合意にとどめることとし、あるべき「パラダイム転換」について語るか否か、語るとしてその内実をどのようなものとするかについては、各研究メンバーに委ねることとした。そして、その作業は、第1の目的を遂行する中でのプラスアルファの位置づけを与えられることになった。

そこで、第1の目的に目を移すと、これを遂行するために我々が採用した方法は、上述の通り、実証研究、理論研究、国際比較研究という3つのアプローチに基づき研究グループを分け、グループごとに研究を進めるというものであった。そこで、以下、それぞれのグループごとの研究成果（得られた知見）のうち主だったものを例示した上で、最後に、それらを集約した、現在公刊中または公刊予定の具体的成果物について言及することにしたい。

第1に、実証研究については、第2期分権改革下における自治体の実態を明らかにするとともに、「集権＝悪、分権＝善」という単純な図式の下で「制度を変えれば実態も変わるはず」というナイーブな前提が暗黙裡に置かれてきたことに鑑み、分権改革に伴うマイナス面の把握や改革の成果を活かすための諸条件の探究などを行った。

その結果、分権改革の成果を活かした取り組みを行っている自治体が決して多くないこと、数少なく成果を活かしている自治体には、それなりの創意工夫が見られることたとえば、嶋田暁文『第2次分権改革』の総括と自治体に求められる工夫』によれば、ある自治体では、「一斉に条例制定をやる」とすると水準が下がる」と考え、比較的内容面で創意工夫が見込まれる条例を先行的に整備するという試みを行ったという。優秀な「先頭打者」を創りだせば、それが「前例」

になるため、それを見た他の担当原課の条例の水準が上がるといふわけである。いわば自治体における各課の「前例踏襲」・「横並び」意識をうまく活用した事例と言えよう。

分権改革に伴うマイナス面は確かに生じる可能性があるが、それを左右するのはまさに「自治」のあり方であり、「自治基本条例」にはそれを一定の方向に枠づけるという意義が見出せること、などが明らかになった。

第2に、理論研究については、「住民」「住所」「区域」「総合行政主体」といった我が国の地方自治法制の中核をなすと思われる鍵概念の検討などを行った。

その結果、「国と相似的でない自治体の特性」や「自治体の独自の存在意義」などを明らかにすることができた。

たとえば、原島良成「地方公共団体の住民その法的地位(一)」は、日本国憲法が「国民」と区別する形で「住民」の法的地位を定めていることを重視し、「地域住民の自律ないし自己決定」を地方自治法制の体系的理解の中核に置くべしとする。原島によれば、人々が生活する土地には、それぞれ特有の風土等があり、それに対応する形で利益や選好にも地域ごとの差異が生じる。つまり、政治的選好には地域偏在が生じるのである。これを無視して政治的決定を中央政府に一元化するのでは、合理的な配分も公正な配分も期待できない。「局地的公益」は流動的であり、かつ、作りだされていくものである以上、「住民による自己決定」を通じて同定されていくべきものである。“国家的公益と対面する「国民」が同時に局地的公益と対面する「住民」でもある”という重層的な仕組みは、国家単位的意思決定にすべてを一元化するのではなく、「政治的選好の地域偏在」に対応する形で、「政治的距離」の近い地方政府において「住民による自己決定」を行わせる、という構想にほかならず、ここに国と同型でない自治体の本質が見出せるのだという。

第3に、国際比較研究については、スイス、ドイツ、アメリカ、イギリス、フランス、韓国、中国、東南アジア(タイ、ベトナム等)などの諸外国の地方自治について個別的な調査研究を進め、その実態を把握にした。また、上記以外の国々についても、必要に応じて文献調査等を行った。

その結果、これまで日本で十分に知られていなかった諸事実を明らかにすることができただけでなく、その諸事実をいわば「反射装置」として用いることで、「日本の地方自治法制が前提とする(あるいは、してきた)認識(考え方)・価値観・規範」(=パラダイム)を表出させ、また相対化していくことができた。

たとえば、現在の日本では、「市町村合併が進んだ結果、日本の都道府県の規模は過小となっている」との認識が広く行き渡っているように思われるが、ドイツ、アメリカ東部、スイス、南欧諸国などのいずれの「州」と比

べても、日本の都道府県の規模は比肩する規模を有している。この事実を踏まえるならば、規模の観点から安易に道州制論を持ち出すことは、的外れであることになる。

以上のように、我々は3つのアプローチを通じて、多くの知見を得ることができた。その知見は、上でも一部言及した研究メンバーによる随時発表論文を通じてすでに一部公表されているが、さらに、今後、ブックレット計4冊(2冊は既刊。他の2冊は2015年8月までに刊行)と、研究の集大成としての研究書全3巻(2016年前半に刊行予定)を通じて、広く社会に還元していく予定である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 64件)

- (1)木佐茂男「行政法学の基本原則と地方自治の法理」法政研究、査読無、81巻4号、2015年、27-57頁
<http://catalog.lib.kyushu-u.ac.jp/handle/2324/1498322/p027.pdf>
- (2)田中孝男「裁判と自治体政策法務」法政研究、査読無、81巻4号、2015年、791-816頁
<http://catalog.lib.kyushu-u.ac.jp/handle/2324/1498327/p245.pdf>
- (3)嶋田暁文「自治体職員の働き方と住民の幸せ」ガバナンス、査読無、166号、2015年、28-30頁
- (4)北見宏介「新住宅市街地開発事業の取消(撤回)と旧地権者の原告適格」名城法学、査読無、64巻4号、2015年、35-63頁
- (5)北見宏介「立法事実からみた条例づくり：豊島区マンション管理推進条例」自治実務セミナー、査読無、663号、2015年、54-59頁
- (6)北見宏介「自然公園法20条に基づく許可処分と景観利益に基づく原告適格」新・判例解説 Watch、査読無、16号、2015年、41-44頁
- (7)木佐茂男「杉村先生の地方自治論」杉村先生追悼文集編集委員会(編)『杉村敏正先生の人と学問』有斐閣、査読無、2014年、191-207頁
- (8)木佐茂男「杉村先生の「勇気」」杉村先生追悼文集編集委員会(編)『杉村敏正先生の人と学問』有斐閣、査読無、2014年、266-269頁
- (9)井川博「平成26年度の地方財政対策・地方財政計画と地方財政における課題」公営企業、査読無、45巻12号、2014年、2-13頁
- (10)白藤博行「地方自治の改革構想 新しい「規範的秩序」の形成に向けて」民主主義科学者協会法律部会編『改憲を問う 民主主義法学からの視座』日本評論社、査読無、2014年、160-166頁
- (11)白藤博行「国立マンション求償金住民訴

- 訟判決の意義と問題点」住民と自治、査読無、620号、2014年、26-27頁
- (12)白藤博行「地方自治の本旨」高木光・宇賀克也編『行政法の争点』有斐閣、査読無、2014年、202-203頁
- (13)白藤博行「2014年地方自治法改正を読み解く」住民と自治、査読無、615号、2014年、29-31頁
- (14)白藤博行「未来を拓く「新しい時代の地方自治像」住民と自治、査読無、613号、2014年、23-25頁
- (15)阿部昌樹「自治基本条例のインパクト」大阪市立大学法学雑誌、査読無、60巻2号、2014年、856-814頁
http://dlisv03.media.osaka-cu.ac.jp/i14/meta_pub/G0000007repository_KJ00009067359
- (16)大津浩「国の立法と自治体立法」西原博史編『立法学のフロンティア2・立法システムの再構築』ナカニシヤ出版、査読無、2014年、185-215頁
- (17)Hiroshi OTSU, "Pouvoir politique capable de decision" aux niveaux national et local au Japon, Pierre BRUNET, Ken HASEGAWA et Hajime YAMAMOTO (sous la dir.), Rencontre franco-japonaise autour des transferts de concepts juridiques, Les Editions Mare et Martin、査読無、2014年、167-186頁
- (18)嶋田暁文「自家用有償旅客運送に関する事務・権限の移譲をめぐる一考察(下)地域のニーズと自治体の実態の狭間で分権改革を考える」自治総研、査読無、426号、2014年、39-73頁
<http://jichisoken.jp/publication/monthly/JILGO/2014/04/ashimada1404.pdf>
- (19)嶋田暁文「自家用有償旅客運送に関する事務・権限の移譲をめぐる一考察(上)地域のニーズと自治体の実態の狭間で分権改革を考える」自治総研、査読無、425号、2014年、1-37頁
<http://jichisoken.jp/publication/monthly/JILGO/2014/03/ashimada1403.pdf>
- (20)嶋田暁文「自家用有償旅客運送に関する事務・権限の移譲とその課題～求められる制度設計」ガバナンス、査読無、153号、2014年、25-27頁
- (21)北見宏介「衆議院選挙に関する助言と承認等の仮の差止め及び法案提出の仮の義務付けの申立ての適法性」法学教室(別冊判例セレクト)、査読無、402号、2014年、10-10頁
- (22)北見宏介「行政不服審査法改正と建築審査会への検証の視点」日本不動産学会誌、査読無、28巻3号、2014年、115-120頁
- (23)北見宏介「タクシー事業の乗務距離規制・加重処分等に関する差止訴訟と確認訴訟」新・判例解説 Watch、査読無、14号、2014年、57-60頁
- (24)木佐茂男「地方議会と長の紛争 名古屋
市会中期戦略ビジョン再議決事件」磯部力・小幡純子・斎藤誠編『地方自治判例百選第4版』有斐閣、査読無、2013年、212-213頁
- (25)木佐茂男「ロー・スクール教員と弁護士実務」東亜法学(韓国)、査読無、60号、2013年、467-506頁
- (26)木佐茂男(牟憲魁・張栄紅訳)「公害防止協定の行政法分析」上海政法学院学報・法治論叢、査読無、28巻4号、2013年、65-73頁
- (27)碓井光明「英国自治体監査の動向」伊藤真ほか編・石川正先生古稀記念論文集『経済社会と法の役割』商事法務、査読無、2013年、77-122頁
- (28)碓井光明「条例による第三者的行政不服審査機関の設置について 解釈論及び立法論」地方自治、査読無、793号、2013年、2-23頁
- (29)白藤博行「自民党改憲案と国家・地方構造改革」法律時報編集部編『憲法改正案』を論ずる』日本評論社、査読無、2013年、77-78頁
- (30)白藤博行「地域立法権の可能性と限界」日本教育政策学会編『転機にある教育政策』八月書館、査読無、2013年、56-73頁
- (31)白藤博行「住民投票条例の拘束力」磯部力・小幡純子・斎藤誠編『地方自治判例百選第4版』有斐閣、査読無、2013年、4-5頁
- (32)大津浩(翻訳)・ジャン＝マリ・ポンティエ著「フランスにおける文化の地方分権化」成城法学、査読無、82号、2013年、121-148頁
http://www.seijo-law.jp/pdf_slr/SLR-082-028.pdf
- (33)大津浩「地方自治保障の憲法理論と大都市特別制度 大阪都構想を中心に」憲法理論研究会編『変動する社会と憲法』憲法理論叢書(敬文堂)、査読無、2013年、95-110頁
- (34)大津浩「『一般権限条項』と地方自治の憲法理論」日仏法学会(編)『日仏法学』、査読無、27号、2013年、49-72頁
- (35)Hiroshi OTSU, Carence legislative et contentieux constitutionnels pour la garantie effective des droits fondamentaux, 植野妙実子編『法・制度・権利の今日の変容』中央大学出版会、査読無、2013年、250-274頁
- (36)田中孝男「自治立法の動向・課題とそのあり方」川崎政司(編)『総論・立法法務』ぎょうせい、査読無、2013年、317-349頁
- (37)田中孝男「地方公共団体における条例制定の裁量」行政法研究、査読無、3号、2013年、65-119頁
- (38)田中孝男「自治体における研修の法的意義」地方自治職員研修、査読無、644号、2013年、17-19頁
- (39)嶋田暁文「福岡市における屋台と政治・

- 行政(下)」自治総研、査読無、420号、2013年、43-95頁
<http://jichisoken.jp/publication/monthly/JILG0/2013/10/ashimada1310.pdf>
- (40) 嶋田暁文「福岡市における屋台と政治・行政(上)」自治総研、査読無、2013年9月号、2013年、1-38頁
<http://jichisoken.jp/publication/monthly/JILG0/2013/09/ashimada1309.pdf>
- (41) 嶋田暁文「『第2次分権改革』の総括と自治体に求められる工夫 地域の実情に合った基準の設定および運用を目指して」季刊行政管理研究、査読無、142号、2013年、15-40頁
- (42) 島田恵司「中心吸収型施策から脱却できるか」ガバナンス、査読無、2013年2月号、2013年、28-30頁
- (43) 飯島淳子「憲法上の地方公共団体の意義」磯部力・小幡純子・斎藤誠編『地方自治判例百選第4版』有斐閣、査読無、2013年、4-5頁
- (44) 北見宏介「市有地占有料履行請求事件」会計と監査、査読無、64巻6号、2013年、38-44頁
- (45) 北見宏介「自治体との契約における利益相反・双方代理」磯部力・小幡純子・斎藤誠編『地方自治判例百選第4版』有斐閣、査読無、2013年、107-107頁
- (46) 北見宏介「埋立承認処分取消訴訟の訴えの利益」新・判例解説 Watch、査読無、12号、2013年、77-80頁
- (47) 阿部泰隆「国家監督の実効性確保のために国から地方公共団体を訴える法制度の導入について(二・完)」自治研究、査読無、88巻7号、2012年、3-20頁
- (48) 阿部泰隆「国家監督の実効性確保のために国から地方公共団体を訴える法制度の導入について(一)」自治研究、査読無、88巻6号、2012年、3-19頁
- (49) 白藤博行「国からの訴訟による自治体行政の適法性の確保」法律時報、査読無、84巻3号、2012年、2-6頁
- (50) 大津浩「対話型立法権分有」の法理に基づく「目的効果基準」論の新展開」成城法学、査読無、81号、2012年、1-49頁
http://www.seijo-law.jp/pdf_slr/SLR-081-416.pdf
- (51) 大津浩「日本における分権改革の現状と自治体憲法理論」國分典子・申平・戸波江二(編)『日韓憲法学の対話』尚学社、査読無、2012年、269-291頁
- (52) 三野 靖「市町村への権限委譲 「香川県事務処理の特例に関する条例」を題材に」『香川県における地方分権の状況と展望 地域と歩む分権改革の軌跡』(地方分権研究会(香川県地方自治研究センター)報告書) 査読無、2012年、19-40頁
- (53) 田中孝男(張栄紅訳)「日本自治体争訟解決法務の現状と課題」法学思潮(中国)、査読有、第1巻第1期、2012年、51-99頁
<http://pan.baidu.com/share/link?shareid=101325&uk=235675033>
- (54) 田中孝男「課税処分と国家賠償(最高裁判平成22年6月3日第一小法廷判決)」宇賀克也・交告尚史・山本隆司編『行政判例百選(第6版)』有斐閣、査読無、2012年、495-496頁
- (55) 田中孝男「地域自主性一括法対応の条例などから見た条例論の課題(一)」自治研究、有、88巻2号、2012年、40-74頁
- (56) 田中孝男「地域自主性一括法対応の条例などから見た条例論の課題(二・完)」自治研究、有、88巻3号、2012年、82-104頁
- (57) 嶋田暁文「日本における分権改革の現状と課題」地方自治法研究(韓国地方自治法学会誌)、査読無、34巻12-2号、2012年、69-92頁
- (58) 島田恵司「住民参加は発展するか 制度改革の視点から」早稲田法学、査読無、37巻3号、2012年、147-187頁
https://dSPACE.wul.waseda.ac.jp/dspace/bitstream/2065/36190/1/WasedaHogaku_87_3_Shimada.pdf
- (59) 島田恵司「自治紛争処理委員制度・再考 我孫子市農用地利用計画変更不同意事件から」自治総研、有、408号、2012年、1-28頁
<http://jichisoken.jp/publication/monthly/JILG0/2012/10/kshimada1210.pdf>
- (60) 島田恵司「日本における広域行政と自治体間連携」地方自治法研究(韓国地方自治法学会誌)、査読無、34巻12-2号、2012年、113-132頁
- (61) 原島良成「地方公共団体の住民 その法的地位(一)」熊本ロージャーナル、有、6号、2012年、1-16頁
- (62) 原島良成「日本の自治体の政策法務」地方自治法研究(韓国地方自治法学会誌)、査読無、34巻12-2号、2012年、93-111頁
- (63) 飯島淳子「震災と地方自治」地方自治法研究(韓国地方自治法学会誌)、査読無、34巻12-2号、2012年、133-150頁
- (64) 北見宏介「抗告訴訟における地方公共団体の上訴と議会の方針決定」速報判例解説、査読無、10号、2012年、47-50頁
- [学会発表](計 10件)
- (1) 木佐茂男「日本の地方分権改革の現状と課題 「地方自治法制のパラダイム転換」研究会の成果の一端として」學術交流演講會(招待講演)、2013年11月13日、高雄大學法学院(高雄市(台湾))
- (2) 木佐茂男「日本の地方分権改革の現状と課題 「地方自治法制のパラダイム転換」研究会の成果の一端として」地方自治制度的展開與課題 - 以臺灣與日本為中心 - (招待講演)、2013年11月8日、台湾中央警察大學(台北市(台湾))
- (3) 北見宏介「從日本法的新發展論刑事罰與

行政罰界限問題」區辨刑事不法或行政不法
本質・國際學術研討會(招待講演) 2013
年5月3日、高雄大學法學院(高雄市(台
湾))

- (4)北見宏介「刑事罰與行政罰界限問題」行
政罰與刑事罰界限問題之探討・學術研討會
(招待講演) 2013年5月1日、真理大學
法律學系(新北市(台湾))
- (5)大津浩「地方自治保障の憲法原理と大都
市特別制度 大阪都構想を中心に」憲法理
論研究会、2012年07月21日、駒澤大学(東
京都世田谷区)
- (6)島田恵司「住民参加と都市内分権」日本
地方自治学会、2012年11月10日、関西大
学(大阪府吹田市)
- (7)嶋田暁文「日本における分権改革の現状
と課題」日韓地方自治法シンポジウム、
2012年4月27日、東亜大学校(釜山市(韓
国))
- (8)原島良成「日本の自治体の政策法務」日
韓地方自治法シンポジウム、2012年4月
27日、東亜大学校(釜山市(韓国))
- (9)島田恵司「日本における広域行政と自治
体間連携」日韓地方自治法シンポジウム、
2012年4月27日、東亜大学校(釜山市(韓
国))
- (10)飯島淳子「震災と地方自治」日韓地方自
治法シンポジウム、2012年4月27日、東
亜大学校(釜山市(韓国))

〔図書〕(計 7件)

- (1)木佐茂男・宮澤節生・佐藤鉄男・川嶋四
郎・水谷規男・上石圭一『テキストブック
現代司法(第6版)』日本評論社、2015年、
348頁
- (2)木佐茂男、『国際比較の中の地方自治と法』
日本評論社、2014年、462頁
- (3)大津浩『分権国家の憲法理論 フランス
憲法の歴史と理論から見た現代日本の地
方自治論』有信堂、2015年、424頁
- (4)嶋田暁文『みんなが幸せになるための公
務員の働き方』学芸出版社、2014年、203
頁
- (5)白藤博行『新しい時代の地方自治像の探
究』自治体研究社、2013年、224頁
- (6)木佐茂男・片山健也・名塚昭(編)『自治
基本条例は活かしているか!? ニセコ町ま
ちづくり基本条例の10年』、公人の友社、
2012年、275頁
- (7)木佐茂男(監修)・青山彰久・国分高史(著)
『地方自治制度“再編論議”の深層 ジ
ャーナリストが分析する』、公人の友社、
2012年、133頁

〔産業財産権〕

出願状況(計 0件)

取得状況(計 0件)

〔その他〕

ホームページ等 なし

6. 研究組織

(1)研究代表者

木佐 茂男(KISA, Shigeo)
九州大学・大学院法学研究院・教授
研究者番号: 30122039

(2)研究分担者(計15名)

碓井 光明(USUI, Mitsuaki)
明治大学・法務研究科・教授
研究者番号: 00018053
井川 博(IKAWA, Hiroshi)
政策研究大学院大学・政策研究科・教授
研究者番号: 70176064

白藤 博行(SHIRAFUJI, Hiroyuki)
専修大学・法学部・教授
研究者番号: 90187542

阿部昌樹(ABE, Masaki)
大阪市立大学・法学研究科・教授
研究者番号: 10244625

人見 剛(HITOMI, Takeshi)
早稲田大学・法学学術院・教授
研究者番号: 30189790

大津 浩(OTSU, Hiroshi)
成城大学・法学部・教授
研究者番号: 10194200

垣見 隆禎(KAKIMI, Takayoshi)
福島大学・行政政策学類・教授
研究者番号: 80275007

三野 靖(MINO, Yasushi)
香川大学・法学部・教授
研究者番号: 90512575

田中 孝男(TANAKA, Takao)
九州大学・大学院法学研究院・准教授
研究者番号: 70404001

嶋田 暁文(SHIMADA, Akifumi)
九州大学・大学院法学研究院・准教授
研究者番号: 00380650

島田 恵司(SHIMADA Keiji)
大東文化大学・環境創造学部・准教授
研究者番号: 20365860

原島 良成(HARASHIMA, Yoshinari)
熊本大学・法曹養成研究科・准教授
研究者番号: 90433680

飯島 淳子(IIJIMA, Junko)
東北大学・法学(政治学)研究科(研究院)・
教授

研究者番号: 00372285
北見 宏介(KITAMI, Kousuke)
名城大学・法学部・准教授

研究者番号: 10455595
内藤 悟(NAITO, Satoru)
東北公益文科大学・公益学部・准教授
研究者番号: 10592347

(3)研究協力者(計4か国 25人)